

会報

いきいき

第2号

発行

NPO法人 埼玉県成年後見センター いきいきネット  
代表理事 村山 勇治

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-15-3  
母子福祉会館内 社団法人埼玉県手をつなぐ育成会内  
TEL. 048-833-0444 FAX. 048-833-0400  
Mail ikiiki@ikuseikai.jp HP <http://saitama.ikuseikai.jp/ikiiki>



NPO法人 埼玉県成年後見センター いきいきネット

代表理事 村山 勇治

新年のご挨拶

東日本大震災と  
成年後見

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。いきいきネットの法人後見事業も、理事役員の皆さんが毎月開催の定例会初め、第三者委員会、地域の成年後見研修会等々に積極的に取り組んでいただき、昨年末には受任数も22名となりました。業務の拡大とともに、

契約の困難さから、改めて後見制度の活用を急ぐ必要があるとのことでした。平成12年に施行された成年後見制度も、障害者や高齢者の権利擁護の観点から、その必要性が指摘されていたにもかかわらず、利用がなかなか進んでいないのが現状でした。

事業の必要性、そしてその責任の重さを痛感いたしております。また、この業務を支えてくださっているいきいきネット各支部、支援スタッフの皆さんのご支援に改めて感謝申し上げます。

そんな状況の中、先に成立した障害者自立支援法一部改正により、本年4月より、成年後見制度利用支援事業が市町村において必須事業に格上げされることとなり、さらには、後見制度の普及を妨げている要因のひとつ、被後見人には憲法で保障されている選挙権が無くなる問題に対して、昨年、東京、埼玉、北海道、京都地裁において相次いで違憲であるとの訴訟が起こされ、

さて、東日本大震災の衝撃から10ヶ月を経た今なお被災地では、復旧復興には程遠い現状にあります。過日、全日本育成会の震災対策会議での被災地報告の中に、後見制度に関する極めて注目すべき報告がありました。

全日本手をつなぐ育成会でも、100万人の署名を集め、この訴訟を全面的に支援するとの機関決定されたことから、今後、成年後見制度に関する世論が喚起され、制度普及が急速に進み、いきいきネットの役割がより大きなものになることは間違いないもの

震災による障がい者本人家族の安否情報収集活動の中で、家族や家を失った障がい者本人が、義援金や保険金の受け取りや、生活設計に伴うサービス

と思います。

無料で行っています!

相談  
支援

任意後見、法定後見にかかわらず成年後見制度について、その利用方法（法人後見含め）、申立手続き、後見人は誰が良いか、報酬等々、何でもご相談ください。相談は事務所までお越しただいて行っておりますが、事情によりましては出張相談（無料）もお受けしています。  
※なお、成年後見制度に関する研修のご依頼も随時承っております。

相談受付は下記連絡先で行っています。お気軽にお電話下さい。

NPO法人 埼玉県成年後見センター いきいきネット  
TEL 048-825-6200 (受付時間 10:00 ~ 15:00) FAX 048-833-0400  
電子メール ikiiki@ikuseikai.jp ホームページ <http://saitama.ikuseikai.jp/ikiiki/>

# いきいきネット



**Q** 法人が後見をすると聞いたのですが、いきいきネットはどんな法人なのですか？

**A** いきいきネットは「NPO法人(特定非営利活動法人)」です。NPO法人とは、様々な社会貢献活動を行い、また、収益を分配することを目的としない団体のうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。

知的障害のある方の当事者団体として60年の歴史がある「埼玉県手をつなぐ育成会」をバックボーンとし、平成20年3月にいきいきネットは設立されました。

**Q** 申し立てを考えているのだけど、何から始めたら良いのか分かりません。

**A** 成年後見制度(法定)を利用するためには、裁判所へ申し立てをしなければなりません。多くの方々にとって裁判所は日常的な場所ではありませんので、ちょっと難しいイメージがあるかと思いますが、不安はいりません。いき

きネットでは、申し立て書類の作成から支援をいたします。疑問点はその都度解消しながら、スムーズな申し立てをお手伝いいたします。

**Q** 必ず後見人はいきいきネットになるのですか？

**A** 後見人の選任は裁判所の審判となりますので、必ずしもいきいきネット(候補者)が後見人に選任されるとは限りませんが、現状として、多くの場合は候補者が選任されています。また、申立て時に裁判所にて面接がありますが、いきいきネットからも担当者が同席(いきいきネットが候補者の場合)するなど、裁判所とのやり取りもお手伝いが可能です。

**Q** いきいきネットが後見人になったら、実際には誰が後見業務をしてくれるの？

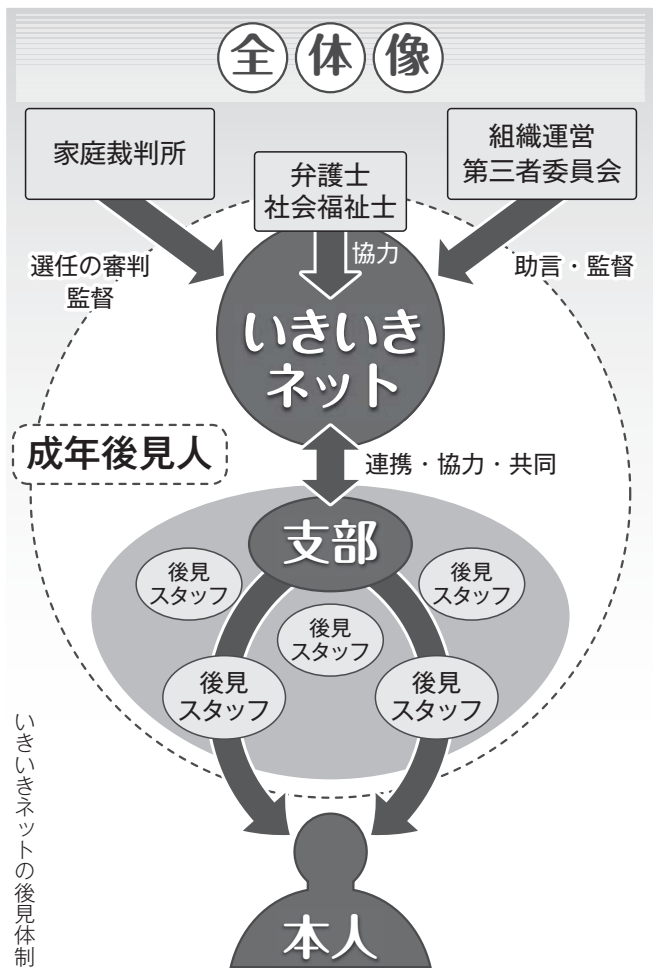
**A** 下図は、いきいきネットが後見人等になった場合の後見業務イメージ図です。被後見人等(本人)には、

地域の身近な担当者(後見スタッフ)が日常の後見業務を行います。後見スタッフとは、いきいきネットと契約をし講習を受けたスタッフです。また、後見スタッフ・支部・理事・本部が一体となって役割分担をしながら後見業務を行います。例えば、本人の資産については本部にて厳重管理をし、日常生活に必要なのみ後見スタッフを通じて支払等を行います。いきいきネットの法人後見では、複数のスタッフが役割に応じて支援に関わる一方、個人情報や資産の管理については、厳重に取り扱っており外部に漏れることは絶対にありません。

**Q** わたしは「賛助会員」として支援させていただいていますが、賛助会費等、実際にはどのようなところへ使われているのでしょうか？

**A** 私たちは、絶対に支援の必要な知的障害者が自分を支援してくれる後見人の報酬を自己負担しなければならぬという点に疑問を持っておりません。

限りなく低い報酬で後見業務を実施したいと考え、多くの方のご支援をお願いしているところです。いただいたご支援は、全て知的障害のある本人のために使わせていただいております。



いきいきネットの後見体制

いきいきネットさんに  
お願いして…

三郷市 仁科公子

成年後見の手続きなんて「我々、まだ健康だし、もう少し先でもいいか」と思っていた私共夫婦でしたが、アドバイザーから「健康なうちに、済ませしておく手続きだと思えよ…」と言われた一言で大きく心が動きました。

現在手続き後、半年ほど経ちます。生活面での変化は何ひとつありませんが、親亡きあと、兄弟もなく誰として頼る人も無い。「将来我が子はどうなるのか」と考えたこともあっただけに精神面では大変楽になりました。いきいきネットさんのお話で「障がい者だから我慢をさせるなどとはおかしい話」「ひとりの成人として扱うのは当然のこと」等々障がい者に対する考え方と、温かい思いやりのある言葉に魅かれて我が子の将来をお願いしました。両親も健康には気遣っているつもりですが、突然、何が起きても不思議ではない年齢です。寂しいことです。「何時までも親は我が子と一緒にには過ごせない」のが現実、手続きを済ませて今は安堵しております。



column  
コラム

# 成年後見人になると 選挙権が失われる問題について

いきいきネットは、知的障害のある人が、地域社会の中で当たり前の生活をするための権利の行使をサポートするために、成年後見制度を利用して支援をしています。

しかし、成年後見人が付くと、被後見人は選挙権が奪われてしまうという問題があります。(公職選挙法11条1項1号)

### ☆問題点は？

そもそも、能力にハンディがあることによって、選挙権を制限すること自体に理由がないと考えます。

選挙権は、主権者として民主政治のうえで最も大切な権利の1つです。それに、知的障害のある人は健常者と言われる人以上に、国や自治体に施策を要求する必要があります。

後見がついた方は、この権利は行使できませんか？

IQが幾つだったら選挙できるのにふさわしいのですか？

「適当でいいや」「面白い事を言っている人だから入れよう」「人に頼まれたからこの人に…」と、選挙権を行使

している人の一票と、選挙したくて投票に行く知的障害のある人の一票と、違いがあるのでしょいか。

### 『権利を擁護しようとする』 選挙権を失う

この矛盾について、現在あらゆる方面から選挙権回復を求める活動がなされています。

いきいきネットでも母体である埼玉県手をつなぐ育成会を通じてこの運動に推進しています。

☆選挙権回復を求める裁判各地で提起  
平成23年2月、東京地裁への提訴を皮切りに、さいたま・京都・札幌で裁判が始まっています。

### ☆署名活動

——もう一度選挙に行きたい！  
100万人の署名運動——(全日本手をつなぐ育成会)

全日本手をつなぐ育成会(埼玉県手をつなぐ育成会の上組織)は、公職選挙法の規定削除を求める100万人署名活動を全国展開しました

※総務大臣宛要望(抜粋)

総務大臣殿

後見人をつけた知的障害のある人も、選挙に行きたい！  
被後見人の選挙権剥奪を定めた公職選挙法の規定削除を

知的障害がある人の多くが、成人に達した国民の当たり前の権利として投票に行きます。しかし、後見人をつけると選挙権を失い、とつぜん投票はがきが来なくなってしまうのです。選挙権は、国民一人ひとりに平等に与えられた権利で、簡単に奪ってはいけないものです。知的障害のある人たちが等しく一人の国民として投票に行けるよう、成年被後見人の選挙権を剥奪する公職選挙法の規定を削除することを要望します。

2011年8月1日

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

### ☆院内集会

2011年11月17日 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会主催で衆議院第一議員会館にてこの問題に関する院内集会在開催されました。当日は、多数の国会議員が参加しました。



# 法人後見への思い

いきいきネット 理事 高野淑恵

少し想い出話をさせてください。私の息子が4歳くらいだった頃…。

誰もいない小さな公園。ひっそりと、でも、満開の桜。私と息子は、その満開の桜の木の下で、箱形のブランコに乗っていました。キィ〜キィ〜とブランコは揺れます。頭の上から桜の花びらが、ひらひらと絶え間なく無言の私たちに降りそそいできます。息子の障害を予感し、確信し、それでも向き合えない未熟な母親と、その母親の混乱を微妙に感じ取ってうつぶんでいる幼い息子が其処にいます。キィ〜キィ〜とブランコは揺れます。この子をどうしよう…、そればかり考えている日々でした。美しい桜、でも私は散っていく花びらの音なき音に頑なに耳をすませていました。ただ、「この子をどうしよう…」と。心の中は涙で溢れていました。この、幼く、小さな、でも堪らなく愛おしい命は、私の手のひらの上に在りました。一緒に逝こうか、とずっとと思い詰めて暮らしていました。きつとの方が幸せだと、思い込もうとしていました。絶望に言葉を失った母親と、障害ゆえに言葉の無い息子が、ただ二人、静かに、ブランコに揺られていました。20年以上経った今でも、その日のことを夢に見ます。夢の中で哭いている私を夢に見ます。障害のある子と共に生きる…そこにも幸せは在りますが、不安や悲哀が消えることは無く、いつも次なる新たな問題が来る、その連続。解決も卒

業もありません。だから育成会に入り、同じような思いを共有する人達と、共に歩む道を私は選びました。私の抱える傷みを少しでも前に進む力に変えたかったからでしょう。あの桜の木の下での、身も心も震えるような絶望と悲しみから少しでも救われたかったからでしょう。育成会の先輩のお母様や仲間のおかげで私は何とか立ち直りました。でも、時は無情に過ぎていきます。幼い息子が成長し、自分が年をとるにつれ、結局、「自分が死んだらこの子はどうなる？」という不安に再び直面します。地団駄踏んで、イヤだ！と叫ぼうと、親が先に逝くのが世のならない。いずれこの子は否応なく他人の手に委ねなくてはならなくなる…、やはりそれは堪らなく辛いこと。2000年に成年後見制度ができた時、私の中に幽かな光が見えました。でも単なる後見制度ではダメ、そう、法人による後見！法人組織なら半永久的に存続していく、私が死んでも、法人は存続し続ける！これしかない、親子後も必ず、愛しい息子の人生を支えてもらえると確信しました。埼玉県育成会が母体となつて、法人後見を立ち上げてくれた時、幽かだった光が、ピカッ！と大きく強い光になりました。だから微力でも、自らを励まし、この法人後見の発展と安定に力を尽くしたいと思っています。たくさん、私と同じ悲しみを背負った母親のため、子供のために。

## 情報掲示板

**【さいたま地方法務】**

ここで発行される「登記されていない証明書」が、成年後見制度申立ての際に必要です。

住所 〒338-8513  
さいたま市中央区下落合5丁目12番1号  
さいたま第2法務総合庁舎

電話 048-851-1000

交通機関 JR埼京線「与野本町」駅から徒歩8分

## 賛助会員募集

NPO法人埼玉成年後見センターいきいきネットでは、法人の趣旨にご賛同いただける皆様からのご賛助を募集しています。

個人賛助会員	1口 1,000円
団体賛助会員	1口 5,000円

お振込み先 ゆうちょ銀行（郵便局）

口座番号 00100-5-718146

口座名 NPO法人 埼玉成年後見センターいきいきネット

ご賛同いただける方は、上記振込み先にご入金いただくか、もしくは振込用紙をお送りいたしますので下記専用電話までお問い合わせください。

TEL: 048-825-6200  
(受付時間 月曜～金曜 10:00～15:00)

NPO法人埼玉成年後見センターいきいきネット